整				化学的酸素要求				
理				量(単位1リッ				
番	業租	そ	の他の区分	トルにつきミリ			備	考
号				グラム)				
				(1)	(2)	(3)		
2	畜産農業	畜産農業				70		
3	天然ガス鉱業	 天然ガス鉱業				60		
4	非金属鉱業			20	20	20		
5	肉製品製造業			40	40	30		
6	乳製品製造業			30	30	20		
7		業 (〔前2項に掲げるものを	40	40	30		
	除く。)							
	水産缶詰・瓶詰	製造	業	40	40	30		
	寒天製造業			80	80	80		
	魚肉ハム・ソー	_	1	30	30	20		
11			日平均排水量400立方	30	30	20		
	業(前項に掲げ		メートル以上の工場に 					
	るものを除		限る。					
	<.)	1	日平均排水量400立方	30	30	30		
			メートル未満の工場に					
	\$ 6 \$ \$ 1 \$ \$ \$ 1 \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$		限る。					
12		ア	日平均排水量400立方	30	30	20		
	業		メートル以上の工場に					
		_	限る。					
		1	日平均排水量400立方	40	40	30		
			メートル未満の工場に					
10		·# ୬૫	限る。 ₄	40	4.0			
	冷凍水産食品製造		<u> </u>	40	40	30		
14			「整理番号8の項から前 な除き、免の類指す。	40	40	30		
)を除き、魚介類塩干・ ・ 、					
15	塩蔵品製造業を		」。 <i>)</i> 吉・農産保存食料品製造	30	30	30		
15	野米山品・未夫 業	山市	1、辰庄体计良料吅装足	30	30	30		
16	野菜漬物製造業			40	40	30		
	味そ製造業			70	70	30		
		味で製造業 しょう油・食用アミノ酸製造業			70	40		
	うま味調味料製			70 20	20	20		
	ソース製造業	<u>_</u>	5	30	30	30		
	食酢製造業			40	40	30		
	砂糖精製業			40	40	30		
	が加州衣未			1 70	70	50		

23	ぶどう糖・水あ	め・	異性化糖製造業	50	50	30	
24	小麦粉製造業			30	30	30	
25	パン製造業			30	30	20	
26	生菓子製造業			40	40	30	
27	ビスケット類・干菓子製造業				40	30	
28	米菓製造業			40	40	40	
29	パン・菓子製造	業 (整理番号25の項から前	40	40	30	
	項までに掲げる:	ŧσ)を除く。)				
30	植物油脂製造業			40	40	30	
31	動物油脂製造業			40	40	30	
32	食用油脂加工業			40	40	30	
33	ふくらし粉・イ	ーフ	スト・その他の酵母剤製	50	50	40	
	造業						
34	穀類でんぷん製法	造業	\(\)	50	50	40	
35	めん類製造業			30	30	30	
37	豆腐・油揚製造	業		30	30	30	
38	あん類製造業			60	60	40	
39					20	20	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係る				30	30	
	もの						
41	清涼飲料製造業			20	20	20	
42	果実酒製造業			30	30	30	
43	ビール製造業			30	30	30	
44	清酒製造業	ア	日平均排水量400立方	30	30	30	
			メートル以上の工場に				
			限る。				
		1	日平均排水量400立方	40	40	30	
			メートル未満の工場に				
			限る。				
45	蒸留酒・混成酒	ア	日平均排水量400立方	30	30	20	
	製造業		メートル以上の工場に				
			限る。				
		1	日平均排水量400立方	40	30	20	
			メートル未満の工場に				
			限る。				
	インスタントコ	– Ł	ニー製造業	20	20	20	
-	配合飼料製造業			20	20	20	
	単体飼料製造業			20	20	20	
	有機質肥料製造	業		30	20	20	
	たばこ製造業			30	20	20	
51	生糸製造業(副	蚕乡	(精錬業を含む。)	30	30	30	

55	繊維工業(整理番	号51の項に掲げるもの及	75	75	70	
	`	維製品に係るものを除				
	く。以下同じ。) で	で整毛工程に係るもの				
57	繊維工業で麻製繊	 工程に係るもの	90	90	90	
58	繊維工業で毛織物	機械染色整理工程(のり	40	40	30	
	 抜き、精錬漂白、	シルケット加工その他の				
	 染色整理工程に付	帯して行われる加工処理				
	工程(以下「染色	整理工程付帯加工処理工				
	程」という。) を含	含む。) に係るもの				
59	繊維工業で織物機	械染色整理工程(染色整	80	80	80	
	理工程付帯加工処	理工程を含む。) に係る				
	もの(前項に掲げ	るものを除く。)				
60	繊維工業で織物手	加工染色整理工程(染色	90	90	90	
	整理工程付帯加工	処理工程を含む。) に係				
	るもの					
61	繊維工業で綿状プ	日平均排水量400立方	60	50	50	
	繊維・糸染色整	メートル以上の工場に				
	理工程(染色整	限る。				
	理工程付帯加工 1	日平均排水量400立方	80	50	50	
	処理工程を含	メートル未満の工場に				
	む。) に係るも	限る。				
	o					
62	繊維工業でニッ フ	7 日平均排水量400立方	70	50	50	
	ト・レース染色	メートル以上の工場に				
	整理工程(染色	限る。				
		日平均排水量400立方	80	50	50	
	工処理工程を含	メートル未満の工場に				
	む。) に係るも	限る。				
	Ø					
63		品染色整理工程(染色整	90	90	80	
		理工程を含む。) に係る				
	もの	生いた T Tロ に び っ と へ				
		製造工程に係るもの	70	70	60	
-		ト製造工程に係るもの	40	40	40	
66		した織物及び防水した織	40	40	40	
07	物製造工程に係る		40	40	40	
6/		衛生材料製造工程に係る	40	40	40	
60	もの	早にの頂かり 並びまでに	E 0	20	20	
80		号55の項から前項までに、	50	30	30	
60	掲げるものを除く 一般製材業又は木	•	40	40	40	
69	一般表例表とは小	17 アック表 足耒	40	40	40	

71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又は	30	30	30	接着機洗浄水を循環するもの
	パーティクルボード製造業				にあっては、第3欄(3)の値
					は、20とする。
75	木材薬品処理業	20	20	20	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業	70	70	60	
	で溶解パルプ製造工程に係るもの				
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業	60	60	60	
	でサルファイトパルプ製造工程に係るもの				
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業	50	50	50	
	でグランドパルプ製造工程、リファイナー				
	グランドパルプ製造工程又はサーモメカニ				
	カルパルプ製造工程に係るもの				
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業	70	70	70	
	で未さらしケミグランドパルプ製造工程又				
	は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に				
	係るもの(次項に掲げるものを除く。)				
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業	80	80	80	
	でさらしケミグランドパルプ製造工程(前				
	行程の未さらしケミグランドパルプ製造工				
	程を含む。) 又はさらしセミケミカルパル				
	プ製造工程(前工程の未さらしセミケミカ				
	ルパルプ製造工程を含む。) に係るもの				
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業	60	50	40	
	で未さらしクラフトパルプ製造工程に係る				
	もの(次項に掲げるものを除く。)				
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業	70	70	60	精選工程においてドラム型洗
	でさらしクラフトパルプ製造工程(前工程				浄機を使用しているものにあ
	の未さらしクラフトパルプ製造工程を含				っては、第3欄(1)の値は、
	む。) に係るもの				80とする。
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業	60	60	50	
	で古紙を原料とするパルプ製造工程に係る				
	もの (次項に掲げるものを除く。)				
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業	90	90	80	
	で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行う				
	パルプ製造工程(前工程の離解工程を含				
	む。) に係るもの				
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業	100	100	70	
	で木材又は古紙以外のものを原料とするパ				
	ルプ製造工程に係るもの				
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業	50	40	40	
	でグランドパルプ、リファイナーグランド				

1	- パルプ又はサーモメカニカルパルプを主原	1	1		l I
	料とする洋紙製造工程(前工程のグランド				
	パルプ、リファイナーグランドパルプ又は サーモメカニカルパルプ製造工程を有する				
07	ものに限る。) に係るもの	20	30	20	
07	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業 で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げる	30	30	20	
	ものを除く。)				
ΩΩ	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業	40	40	40	
	で板紙製造工程に係るもの	40	40	40	
80	機械すき和紙製造業	60	60	60	
	手すき和紙製造業	90	90	80	
	塗工紙製造業	20	20	20	
	段ボール製造業	20	20	15	
	重包装紙袋製造業	70	70	70	
	セロファン製造業	25	25	15	
	乾式法による繊維板製造業	40	40	40	
	繊維板製造業(前項に掲げるものを除	80	80	60	
		00	00	00	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造	30	30	30	
	業(整理番号76の項から前項までに掲げる	00	00	00	
	ものを除く。)				
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するも	50	50	50	
	のを含む。)				
101	製版業	50	50	50	
	室素質・りん酸質肥料製造業	30	30	30	
_	複合肥料製造業	30	30	30	
	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除	30	30	30	
	<.)				
105	ソーダ工業	20	20	20	
	電炉工業	20	20	20	
107	無機顔料製造業	20	20	20	黄鉛製造工程を有するものに
					あっては、第3欄の値は、そ
					れぞれ同欄の順序に従い、
					60、60、50とする。
108	無機化学工業製品製造業(整理番号105の	20	20	20	(ア) 硫化鉄鉱を原料とする酸
	項から前項までに掲げるものを除く。)				化鉄 (顔料を除く。) 製造
	1				工程にあっては、第3欄の
					値は、それぞれ同欄の順序
					に従い、40、40、40とす
					る。
•	· '				

					(イ) 希硫酸による二酸化硫黄 の洗浄工程を有する硫酸製 造工程にあっては、第3欄 の値は、それぞれ同欄の順 序に従い、50、50、50とす る。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	60	60	40	(ア) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあってれ、開加値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、210、190とする。 (イ) 塩素化会物触媒を用いたアレドの製造工程にあっては、第3欄の順序に従い、100、80、80とする。 (ウ) 工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・ 合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	50	50	30	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、190、180とする。
	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	30	20		メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、70とする。
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	40	40	40	(ア) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50とする。 (イ) クロロプレンゴム製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に

					従い、130、130、130とす
					る。
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業	50	50	50	(ア) 有機ゴム薬品製造工程に
	製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、				あっては、第3欄の値は、
	環式中間物・合成染料・有機顔料製造工				それぞれ同欄の順序に従
	程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製				い、270、260、260とす
	造工程を除く。) に係るもの				る。
					(イ) 有機農薬原体製造工程に
					あっては、第3欄の値は、
					それぞれ同欄の順序に従
					い、180、180、160とす
					る。
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109	60	50	40	
	の項から前項までに掲げるものを除く。)				
115	脂肪族系中間物製造業	60	60	50	(ア) 青酸誘導品含有排水を排
					出する工程にあっては、第
					3 欄の値は、それぞれ同欄
					の順序に従い、210、210、
					190とする。
					(イ) 塩素化合物触媒を用いた
					アセトン又はアセトアルデ
					ヒドの製造工程にあって
					は、第3欄の値は、それぞ
					れ同欄の順序に従い、
					100、80、80とする。
					(ウ) エピクロルヒドリン製造
					工程にあっては、第3欄の
					値は、それぞれ同欄の順序
					に従い、140、130、130と
					する。
-	メタン誘導品製造業	30	30	20	
	発酵工業	120	110	110	
-	コールタール製品製造業	120	120	120	A 10 St and - 11 A 10 St and 1 = -2
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	50	50	30	合成染料又は合成染料中間物
					の製造工程にあっては、第3
					欄の値は、それぞれ同欄の順
					序に従い、190、190、190と
					する。
120	プラスチック製造業	30	30	30	(ア) メチルメタクリレート樹
					脂又はアクリロニトリル・
					ブタジエン・スチレン共重

					合樹脂の製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、50、50とする。(イ) 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、
121	合成ゴム製造業	40	40	40	60、60、50とする。 (ア) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、70とする。 (イ) クロロプレンゴム製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130、130とする。
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の 項から前項までに掲げるものを除く。)	50	50	50	 (ア) 有機ゴム薬品製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、280、270、270とする。 (イ) 有機農薬原体製造工程にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、180、160とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨ ンの製造に係るもの	50	30	20	-
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテ ートの製造に係るもの	30	30	30	
125	合成繊維製造業	30	30	30	アクリル系繊維製造工程にあっては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ、60、40とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	40	40	30	
127	石けん・合成洗剤製造業	20	10	10	
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除 く。)	40	40	40	

129	塗料製造業	40	40	40	
130	印刷インキ製造業	40	40	30	
131	医薬品原薬・製剤製造業	70	70	60	平成8年9月1日以後に特定
					施設の設置又は構造等の変更
					により増加する特定排出水の
					量を除く特定排出水の量(以
					下「平成8年9月1日前の特
					定施設に係る量」という。)
					にあっては、第3欄(3)の値
					は、70とする。
132	医薬品製剤製造業	30	30	30	
133	生物学的製剤製造業	30	30	30	
134	生薬・漢方製剤製造業	20	20	20	
135	動物用医薬品製造業	60	60	50	
136	火薬類製造業	20	20	20	硝酸エステル又はニトロ化合
					物の製造工程にあっては、第
					3欄の値は、それぞれ同欄の
					順序に従い、60、60、50とす
					る。
137	農薬製造業	30	30	20	
138	合成香料製造業	120	110	110	
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	20	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造 業	30	30	20	
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を	20	20	20	
	含む。)				
143	写真感光材料製造業	10	10	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	40	40	40	
145	イオン交換樹脂製造業	170	170	130	
146	化学工業(整理番号102の項から前項まで	40	40	40	
	に掲げるものを除く。)				
147	石油精製業	20	20	20	潤滑油製造工程を有するもの
					にあっては、第3欄の値は、
					それぞれ同欄の順序に従い、
					30、30、30とする。
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除	30	30	30	硫酸洗浄工程を有するものに
	<.)				あっては、第3欄の値は、そ
					れぞれ同欄の順序に従い、
					40、40、40とする。
	コークス製造業	180	180	90	
150	石油コークス製造業	70	70	50	

151	自動車タイヤ・チューブ製造業	10	10	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工	60	40	40	
	程に係るもの				
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除	20	20	20	
	<.)				
154	なめしかわ製造業	100	100	100	
155	毛皮製造業	50	50	50	
156	板ガラス製造業	10	10	10	
157	板ガラス加工業	10	10	10	
158	ガラス製加工素材製造業	10	10	10	
159	ガラス容器製造業	10	10	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	10	10	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	10	10	10	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製	50	50	50	
	造業				
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げる	30	30	30	
	ものを除く。)				
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項	10	10	10	
	から前項までに掲げるものを除く。)				
165	生コンクリート製造業	15	10	10	
166	コンクリート製品製造業	10	10	10	
167	セメント製品製造業(前2項に掲げるもの	10	10	10	
	を除く。)				
168	黒鉛電極製造業	20	20	20	
169	砕石製造業	20	20	20	
170	鉱物・土石粉砕等処理業	20	20	20	
172	うわ薬製造業	20	20	20	
173	高炉による製鉄業	10	10	10	コークス炉を有するものにあ
					っては、第3欄の値は、それ
					ぞれ同欄の順序に従い、40、
					30、30とする。
175	フェロアロイ製造業	20	20	20	
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるもの	10	10	10	
	を除く。)				
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含	20	20	20	
	む。) 又は電気炉(単独電気炉を含む。)				
	によるものに限る。)				
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の	20	20	20	
	項に掲げるものを除く。)				
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の	20	20	20	
	項に掲げるものを除く。)				

181	冷間ロール成型形鋼製造業	20	20	20	
182	鋼管製造業	20	20	20	
183	伸鉄業	10	10	10	
184	磨棒鋼製造業	15	10	10	
185	引抜鋼管製造業	15	10	10	
186	伸線業	20	10	10	
187	ブリキ製造業	20	20	20	
188	亜鉛鉄板製造業	20	20	20	
189	めっき鋼管製造業	20	20	20	
190	めっき鉄鋼線製造業	20	20	20	
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項か	10	10	10	
	ら前項までに掲げるものを除く。)				
192	鍛鋼製造業	10	10	10	
193	鍛工品製造業	15	10	10	
194	鋳鋼製造業	15	10	10	
195	銑鉄鋳物製造業(次項及び整理番号197の	15	10	10	
	項に掲げるものを除く。)				
196	鋳鉄管製造業	10	10	10	
197	可鍛鋳鉄製造業	10	10	10	
198	鉄粉製造業	10	10	10	
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに	15	10	10	
	掲げるものを除く。)				
200	非鉄金属製造業	20	10	10	
201	電気めっき業	40	40	40	
202	金属製品製造業 (前項に掲げるものを除	20	10	10	電気めっき工程又は塗装工程
	⟨。)				にあっては、第3欄(2)及び
					(3)の値は、20とする。
203	一般機械器具製造業	20	10	10	電気めっき工程又は塗装工程
					にあっては、第3欄(2)及び
					(3)の値は、20とする。
204	プリント回路製造業	20	20	20	
205	電気機械器具製造業(前項に掲げるものを	15	10	10	電気めっき工程又は塗装工程
	除き、情報通信機械器具製造業、電子部				にあっては、第3欄の値は、
	品・デバイス製造業を含む。)				それぞれ同欄の順序に従い、
					20、20、20とする。
206	輸送用機械器具製造業	20	10	10	電気めっき工程又は塗装工程
					にあっては、第3欄(2)及び
					(3)の値は、20とする。
207	精密機械器具製造業	15	10	10	電気めっき工程又は塗装工程
					にあっては、第3欄の値は、
					それぞれ同欄の順序に従い、

							20、15、15とする。
208	ガス製造工	場		20	20	20	
209	下水道業	ア	活性汚泥法、標準散水ろ床	20	20	20	
			法その他これらと同程度に				
			下水を処理することができ				
			る方法により下水を処理す				
			るもの(繊維工業の排水を				
			主として処理する公共下水				
			道を除く。)				
		1	高速散水ろ床法、モディフ	40	40	40	
			ァイドエアレーション法そ				
			の他これらと同程度に下水				
			を処理することができる方				
			法により下水を処理するも				
			の(繊維工業の排水を主と				
			して処理する公共下水道を				
			除く。)				
		ウ	繊維工業の排水を主として	40	40	40	
			処理する公共下水道				
210	空瓶卸売業	É		30	20	20	
211	共同調理場	∄(∶	学校給食法(昭和29年法律第	30	30	30	
	160号)第	5 条	€の2に規定する施設をい				
	う。)						
212	弁当仕出屋	又	は弁当製造業	50	40	30	
213	飲食店			50	40	30	平成18年2月1日以後に設置
							されるし尿浄化槽を使用する
							ものにあっては、第3欄(1)
							及び(2)の値は、30とする。
214	宿泊業			50	40	30	平成18年2月1日以後に設置
							されるし尿浄化槽を使用する
							ものにあっては、第3欄(1)
							及び(2)の値は、30とする。
215	リネンサフ	゚゚ヺ	イ業	40	40	30	
216	洗濯業(前	頂	に掲げるものを除く。)	40	40	30	
218	写真業(写	真	現像・焼付業を含む。)	60	60	60	
219	自動車整備	業		20	20	20	
220	病院			30	30	30	平成18年2月1日以後に設置
							されるし尿浄化槽を使用する
							ものにあっては、第3欄の値
							は、それぞれ同欄の順序に従
							い、30、30、30とする。

221	し尿浄化槽(建築政令第338号)第 る算定方法により 501人以上のもの	30	30	30	(ア) 理が (ク) では、 (ア) で		
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1			50	50	40	(7) 昭和55年7月建設省告示
			定方法により算定した				第1292号が適用される前の
	処理対象人員が201人以上500人以下のもの						ものにあっては、第3欄
	に限る。)						(1)及び(2)の値は、70とす
							る。 (イ) 平成18年 2 月 1 日以後に
							(1) 平成10年2月1日以後に 設置されるものにあって
							は、第3欄の値は、それぞ
							れ同欄の順序に従い、30、
							30、30とする。
223	し尿処理業(し	ア	日平均排水量3,000立	40	30	20	昭和62年6月30日以前に設置
	尿浄化槽に係る		方メートル以上の工場				されたものにあっては、第3
	ものを除く。)		に限る。				欄(2)の値は、40とする。
		イ	日平均排水量3,000立	50	30	20	昭和62年6月30日以前に設置
			方メートル未満の工場				されたものにあっては、第3

			に限る。				欄(2)及び(3)の値は、それぞ
							れ、40、30とする。
224	ごみ処理業			30	30	30	
225	廃油処理業				20	20	
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除				20	20	
	(.)						
227	死亡獣畜取扱業				40	40	
228	と畜場				40	40	
229	中央卸売市場				20	20	
230	地方卸売市場				20	20	
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則				20	20	
	(昭和46年総理府・通商産業省令第2号)						
	第1条の2各号に掲げるものをいう。)						
232	整理番号2の項	ア	し尿浄化槽(処理対象	60	40	40	
	から前項までに		人員が200人以下のも				
	分類されないも		の)、社員食堂のちゅ				
	の		う房施設等生活に伴う				
			施設に係るもの				
		1	その他	20	20	20	